

商品中古自動車証明申請の流れ

商品中古車の自動車税種別割減免申請をするために

査定協会へ

4月中に**商品中古自動車証明**を申請

査定協会より

審査後、**自動車税種別割減免申請書**を交付
順次交付、最終交付日5/20

管轄県税より

自動車税種別割納付書が届く

管轄県税へ

査定協が交付した
自動車税種別割減免申請を5月に申請

兵庫県税

自動車税種別割減免の還付

□ 申請する前に確認してください

申請の条件

- 申請者・古物商許可証・所有者・使用者 4つの名義が同一であること
- 本年3月31日までに移転登録し、中古自動車販売業者が商品車として所有し、展示している中古自動車であること
- 社用車、代車、新規登録車(新車・中古車)、継続検査車、軽自動車、レンタカー、他府県登録車 以外であること ※申請対象外にご注意ください
- 受付期間内の申請であること
- 送付申請は申請受付期間内に、完備した申請書必着、申請手数料着金であること

減免の条件

- 申請者が所有している全車両に係る自動車税種別割を、5月末日現在滞納していないこと
- 本年度の自動車税種別割について、納期限内に納付していること
- 地方税法上の違反行為などの処分から一定期間を経過していること
- 受付期間内の申請であること

□ 査定協会へ申請する書類は5種類あります

- (1) 商品中古自動車証明申請書
- (2) 古物商許可証(写)
- (3) 旧自動車検査証(写)または自動車検査証記録事項(写) ※電子検査証はいりません
- (4) 古物台帳(写) または 在庫表(写)
- (5) 商品中古自動車証明申請 申込書
- (6) 申請手数料 ※現金または銀行振込のみ

□ 申請書類について

(1) 商品中古自動車証明申請書 記入要領

- 4枚複写となっており、1部で10台申請できます。
- 申請書記入欄外にある、要領に従い記入してください。注②～⑥は検査証等の内容を転記してください。
- 申請書太枠内に記入した申請No.(注①)を、添付書類の **検査証等(写)** と **古物台帳記載箇所** へ**分かりやすく記入**してください。
- 定置場が複数あり管轄県税が分かれる場合は、管轄毎に分けて申請書を作成してください。 ※一括課税、課税地指定を除く
- 申請日、担当者名、**メールアドレス**、古物商許可証番号ど、太枠内は**全て記入**してください。

商品中古自動車証明申請書

A
(コード番号)

※太枠内をご記入下さい

一般財団法人 日本自動車査定協会
兵庫県支所長 様

商品中古自動車確認証明業務実施要領に基づき下記の自動車
が商品中古自動車であることの証明を申請します。
なお、下記の自動車が商品自動車であること及び記載事項
に相違ないこと並びに現地調査が行われる場合には協力する
ことを確約致します。
※太枠内をご記入下さい

2025 年 4 月 3 日
住 所
申 請 者 (所在地) 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33
(登録名義人) 氏 名
(名 称) 魚浜中古車販売株式会社
②税関に個人番号・法人番号欄が対応。①(一財)日本自動車査定協会の商品中古自動車証明を受けた後、最終事務所に提出する際に記入して下さい。
代表者名 査定 太郎
電 話 078 441-1701 担当者名 査定 庫太郎
電子メール kogatasatei@kogatasatei@hyogo.jp
古物商許可番号 第 123456789012 号

申請No. (注①)	自動車登録番号 (注②)	所 有 年月日 (注③)	車 台 番 号 (注④)	定置場(使用の本拠 番地等は不要(注⑤))	※調 査		※4月5月の売却等		※ 税 額	※ 減 免 額
				展 示 場 名 (注⑥)	月 日	現 状	売却等の 事由	日		
1	神戸-姫路 ○○○ さ○○○	R2 8 24	ABC99- 1234567	神戸市東灘区 魚崎浜ショールーム		現 状	抹消転出 (その他)		円	円
	神戸-姫路									

(2) 古物商許可証

- 申請と同一である名義、住所、古物商許可番号が**確認できる写し**であること
- 2018年10月24日より前に交付された許可証は、警察署へ主たる営業所等の届済みであること
- 行商従業者証は不可

(3) 検査証等

- 本年3月31日までに発行された、有効期間内かつ備考欄が [**移転登録**] のもの。
- 本年3月末日までに有効期間が満了している移転登録の検査証等は、**登録事項等証明書 現在記録** の添付が必要。
- 所有者・使用者及び所有権の移転と所有年月日の確認できない検査証等は、移転確認ができる**登録事項等証明書 保存記録**が必要。
- **本年4月中**に運輸監理部が発行する **登録事項等証明書 保存記録** でも可。但し移転登録を確認できること。

(4) 古物台帳(写)または在庫表(写)

- 在庫表、コンピュータ出力帳票、取引伝票でも可。
※古物台帳(写)が無い申請は一切受けません。
- ① 仕入日 ② 仕入先氏名又は名称 ③ 登録番号 ④ 車台番号(省略不可)
⑤ 車名(ペットネーム・色・年式など) が記載しており在庫確認できること。

(5) 商品中古自動車証明申請 申込書

- 査定協会兵庫県支所の窓口、または本サイトからダウンロードできます。
- 申請書と同じ名義を記入してください。
- 申請台数、支払金額等、漏れなく記入してください。
- 自動車税種別割減免申請書の受取方法を必ず選択してください。

(6) 証明申請手数料

- 窓口申請は証明申請手数料を申請時に現金にてお支払いください。銀行振込は申請までに入金確認できない場合、受付できません。
- 送付申請は受付期間内に着金となるよう振込手続きをしてください。入金確認できない申請は審査できません。
- 審査の結果、証明対象外や重複申請等の手数料は返戻しません。
- 送付申請の場合、申請書類に**現金の同封を固くお断り**します。

□ 申請先と申請書補足

申請書は3月下旬に、査定協会窓口と県税窓口を設置します。

送付をご希望の場合は、専用のFAX送信票にて査定協会へお申し込みください。
お申し込み受付順に、送料着払宅配便で発送いたします。

商品中古自動車証明申請書

一般財団法人 日本自動車査定協会
兵庫県支所長 様

商品中古自動車確認実地要領に基づき下記の自動車
が商品中古自動車であることを証明を申請します。
なお、下記の自動車が商品中古自動車であること及び記載事項
に相違ないこと並びに現地調査が行われる場合には協力する
ことを約致します。
※太枠内をご記入下さい

車種別	自動車登録番号 (注2)	所有 年月日 (注3)	車台番号 (注4)	登録地(使用の本拠の位置) 登録番号は不要(注5)	新調査 月日現状	※4月5月の売却時 売却等 売却年月日	車 種	車 種 減 免 額
神戸-姫路						
神戸-姫路						
神戸-姫路						
神戸-姫路						
神戸-姫路						
神戸-姫路						
神戸-姫路						
神戸-姫路						

申請書はA~Dの4枚を切り離さず提出してください

658-0024
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33 兵庫県自動車会館2F
TEL 078-441-1701 FAX 078-441-17003

平日 9:00~12:00 13:00~17:00 ※土日祝を除く
来所される場合は2Fエレベーター正面の扉よりお入りください

日本自動車査定協会兵庫県支所

商品中古自動車に係る自動車税種別割減申請書

受付
兵庫県 県民局長 様
県民センター長 様

下記の自動車については、商品中古自動車として兵庫県税
条例第126条第2項の規定に基づき、当該自動車に係る
年度の自動車税種別割減(納期限 年月日)の
減免を申請します。
※商品中古自動車申請が商品中古自動車であることは、下記
「一財」日本自動車査定協会兵庫県支所が証すとおります。
※太枠内をご記入下さい

車種別	自動車登録番号	所有 年月日	車台番号	登録地(使用の本拠の位置) 登録番号は不要(注5)	新調査 月日現状	※4月5月の売却時 売却等 売却年月日	車 種	車 種 減 免 額
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減
現状							抜出転出 その他	円 年報額の12 0%削減

申請書はB~Cの2枚を切り離さずに提出してください

申請する管轄県税事務所が不明な時は、自動車検査証 **使用の本拠の位置**
をご確認ください ※一括課税、課税地指定を除く

県税事務所一覧は右QRより確認できます

兵庫県税